

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年8月25日（金）14:54～14:56
- 2 場所 永田町合同庁舎1階第1共用会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

<事務局>

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局参事官
篠崎 敏明 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐
竹内 重貴 内閣府地方創生推進事務局企画調整官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 「特産酒類の製造事業」の改正（焼酎特区の創設）
- 3 閉会

○事務局 次に「『特産酒類の製造事業』の改正（焼酎特区の創設）」についてです。

○竹内調整官 よろしくお願ひいたします。

焼酎特区の法律、それから省令については既に御説明を差し上げております。

あと、その施行に向けまして、構造特区の基本方針あるいは国税庁の通達、そして申請マニュアルもあわせて整備いたしますので、その内容について簡単に御説明させていただきます。

結論から申しますと、これまでの特産品焼酎に関する免許の申請の仕方は、酒税法の本則に基づく基本通達の中にございますけれども、そちらと同じような扱いをいたしますという話でございます。

さらに、もう一つ申しますと、国税庁の通達の中で、いわゆる需給調整要件というのが焼酎に課せられています。なので、そのまま行くと免許が取れないのですけれども、今回、特例を創設したことに伴って、特例の適用を受けるものについては需給調整要件を除外するという通達のほうに定めております。これが一番、肝なのですけれども、それによりまして、最低製造数量基準を下回る量でも今回、免許を取得することが可能になると

いうことでございます。

○八田座長 下回る量にするのは、需給調整要件でいつも禁止されているのですか。

○竹内調整官 需給調整要件で禁止しているのは、都道府県単位で見まして、焼酎の生産量が消費量を上回る場合に、新規の免許を取得できないという酒税法の昔ながらの規制があるのです。

○八田座長 輸出している場合はダメだということですか。

○竹内調整官 例えば、鹿児島県などと言いますと、もちろん鹿児島県民が飲む量よりも、焼酎メーカーがつくる量が多いので、そういったところは新規の免許が原則としてできないという非常に歴史の古い要件がございます。今回、この特例については、そうした要件とはまた別に行いますというところがございます。

事務局として、特に問題ないということを確認してございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。